

## 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究倫理規程

### (前文)

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）は、「作新民」（時代の変化に対応し、自らを新たに作る人材の育成）を建学の精神とし、「自学自習、自主自律」を掲げ、「小粒でもキラリと光る大学」を目指して、平成元年より地域社会に貢献する専門性と教養を兼ね備えた人材を育て、社会に送り出してきた。本学は引き続き、グローバル化し多様化する社会的な要請に対応しつつ、学術研究を深化させ、その強固な学術研究に根ざした教育力によって、より一層地域社会から信頼される教育機関としての努力を続けていかなければならない。今日の世界的な科学技術の急激な進展と価値観の多様化は、学術研究に関与する者が人類の福祉と世界平和に貢献するよう自覚を促すと同時に、自らを厳しく律する高度な倫理的規範を確立することを求めている。本学は学術研究および教育における信頼性と公正性を確保し、社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、その実現の礎として本規程を定め、本学における学術研究活動の倫理的な行動規範とする。

### (目的)

第1条 本学における学術研究の営為が、科学的及び社会的規範に照らし信頼性と公正性を確保することを目的とし、教育・研究に従事するすべての研究者が遵守すべき倫理規範をここに定める。

### (定義)

第2条 「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究並びに芸術的創作活動等を含み、研究計画の立案と実施、研究成果の発表・評価にいたるすべての事項をいうものとする。

2 「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生・大学院生であっても研究に関わるときは「研究者」として扱われる。

3 「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費・実験実習費及び研究者が学外から獲得した研究資金等をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 本学におけるすべての研究の最高管理責任者は学長とする。

2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

3 最高管理責任者は、研究倫理委員会から不正行為等の報告を受けたときは、当該研究の遂行中止を命ずることができる。

### (研究者の倫理及び責務)

第4条 研究者は、本学の建学の精神を具現し地域社会に対する使命実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない

ない。

- 2 研究者は、常に生命の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約及びわが国の法令、告示並びに本学の諸規程等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、異なる学問分野や研究に関わる他の国、地域の固有の文化的伝統や価値観を理解し、尊重しなければならない。また性・人種・思想・宗教等による差別を行ってはならない。
- 5 研究者は、共同研究者、研究協力者等が対等な人格であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。とくに大学院生、学部学生、短期大学部学生に対し、不当な扱いをすることや不利益を被らせないよう十分に配慮しなければならない。
- 6 研究者は、常に最高の研究水準を保つよう自己研鑽に勤め、自らの研究や専門的知識及び発言等が一般社会に及ぼす影響を謙虚に自覚し、自らを律しなければならない。

(研究のための情報・データ等の利用と管理)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法と手段で、研究のための資料・情報・データを収集しなければならない。

- 2 研究者は、研究成果が再現できるよう研究のために収集または生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。
- 3 研究者は、研究のために収集した資料・情報・データ等を、事後の検証・追試が行えるよう合理的期間保存・保管しなければならない。ただし、法令または本学の規程等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的や収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から当該組織、団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 研究者は、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等を、プライバシー保護の重要性からこれを他に漏らしてはならない。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第8条 研究者は、研究実験において、研究装置・機器等及び薬品・材料等を使用するときは関係法令等を遵守し、最終処理に至るまでを含め、責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果発表の規準)

第9条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するために、研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

2 研究成果の公表には、次の各号に留意しなければならない。

(1)データや論拠の信頼性の確保

(2)ねつ造（存在しないデータの作成をいう。）

(3)改ざん（データの変造または偽造をいう。）

(4)盗用（他人のデータや研究の成果等を適切な引用なしで使用することをいう。）

(5)個人情報の保護と同意を得ること

3 他者の研究成果（芸術的創作等を含む）等を引用する場合は、適切な表現を心掛けないなければならない。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現等は、不正行為と見なされるおそれがあることを十分に認識しなければならない。

4 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表、利用に際しては明確な同意を得なければならない。

5 公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを尊重しなければならない。

（他者の業績評価）

第10条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、披評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要項等に従い、自己の信念に基づき評価しなくてはならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に使用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（研究費の取扱規準）

第11条 研究者は、研究費の源泉が学生からの納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに留意し、研究費の適正な使用に務め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。

3 本学は、研究費等の適正な運営・管理を徹底させるため、規程に基づきモニタリングと監査を実施する。

（本学の責務と研究倫理委員会の設置）

第12条 本学は研究者の研究倫理意識の向上と確立を目指して、必要な啓発活動と倫理教育を実施する。

2 この規程の運用を実効あるものにするために、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究倫理委員会を設置する。

3 前項の研究倫理委員会は、作新学院大学各学部から若干名、作新学院大学女子短期大学部から若干名、事務局から若干名を最高管理責任者である学長が指名し組織する。

4 研究倫理委員会に関し必要な事項は別に定める。

5 研究に関して不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談、または不正に係

わる申立て、情報提供並びに本規程に関する相談、照会等に対応するための窓口は事務局総務課に置く。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、事務局総務課が所管する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行う。

2 前項の決定に当たり、作新学院大学・作新学院女子短期大学部研究倫理委員会、運営会議及び短期大学部教授会は、学長に意見を述べることができる。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。